

# 福岡県公報

平成20年6月27日  
第2841号

## 目次

告示(第1043号 - 第1063号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	2
土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) .....	2
土地改良区の解散の認可 (農村整備課) .....	3
土地改良区の清算人の就任 (農村整備課) .....	3
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	3
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....	4
県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) .....	5
県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) .....	5
土地改良事業計画の変更の認可 (農村整備課) .....	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....	5
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	6
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) .....	7
土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) .....	7

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	9
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	9
監査委員 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) .....	10
雑報	
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	12
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	12
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	13
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	13
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	14
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	14
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	15
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	16
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	16
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	17
西日本宝くじの発売条件等 (財政課) .....	17
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	18
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	18
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	18
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	19
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	19
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	20
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	20
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	20
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	21
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	21
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	21
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	22
西日本宝くじの発売 (財政課) .....	22

正 誤

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出

(平成20年6月福岡県告示第909号) 中正誤 .....23

告 示

福岡県告示第1043号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1044号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1045号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字佐谷字長原1323-1、1323-3、1324-1、1324-2及び大字上須恵字小鳥越1096-3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡須恵町大字上須恵1423-23

ナサ工業株式会社 代表取締役 長澤 貢多

福岡県告示第1046号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
広川土地改良区	平成20年6月17日
本道寺・香園土地改良区	
若宮町中土地改良区	
深野土地改良区	
沓尾・長井土地改良区	
上城井土地改良区	
城井谷土地改良区	
入覚土地改良区	
下山田土地改良区	

船迫土地改良区

福岡県告示第1047号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
内野土地改良区	平成20年6月17日

福岡県告示第1048号

解散した清算法人内野土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
武本 等	飯塚市内野74番地
今住 勝美	" " 3850番地
武本 義則	" " 75番地
今住 政志	" " 3862番地
稲富 宗行	" " 3767番地7
江藤 雅之	" " 3688番地
大庭 伸之	" " 3761番地
大町 秀一	" " 3268番地
多田 篤弘	" " 3342番地
稲富 政文	" " 3263番地

大庭 秀光	" " 2015番地1
大庭 澄芳	" " 3070番地2
大庭 秀俊	" " 2874番地
多田 広志	" " 991番地
大庭 毅	" " 1012番地
大庭 次郎	" " 978番地2

福岡県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	吉富 本耶馬溪線	前	築上郡吉富町大字幸子454番1先から 築上郡吉富町大字幸子250番1先まで	10.5 ~ 29.0	481.0
			後	築上郡吉富町大字幸子454番1先から 築上郡吉富町大字幸子250番1先まで	10.0 ~ 29.0	481.0
豊前	県道	中畑 八屋線	前	豊前市大字鳥越472番先から 豊前市大字八屋228番1先まで	4.0 ~ 13.2	1,135.4

			後	豊前市大字鳥越472番先から 豊前市大字八屋228番1先まで	10.8 ～ 34.6	1,135.4
豊前	県道	寒田 下別府線	前	築上郡築上町大字本庄2922番1先から 築上郡築上町大字伝法寺400番1先まで	5.0 ～ 11.2	241.3
			後	築上郡築上町大字本庄2922番1先から 築上郡築上町大字伝法寺400番1先まで	10.0 ～ 23.7	241.3

福岡県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	吉富線 本耶馬溪	築上郡上毛町大字垂水920番7先から 築上郡上毛町大字垂水917番2先まで
豊前	犀川線 豊前	豊前市大字河原田220番地先から 豊前市大字河原田236番地先まで
豊前	寒田線 下別府	築上郡築上町大字松丸729番先から 築上郡築上町大字松丸282番6先まで

福岡県告示第1051号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人循環生活研究所
- (2) 代表者の氏名  
波多野 信子

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市東区三苫4丁目4番27号

- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、循環型ライフスタイルに関する調査・研究活動を行うとともに、これらに興味を持つ市民に対して普及・支援活動を行い、居住地域における環境および暮らしの質的向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1052号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
(変更前) 特定非営利活動法人 小売団体再生機構

(変更後) 特定非営利活動法人 X S E G

(2) 代表者の氏名

井上 博之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目5番28-502号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、小売商業者全般の生き残りを模索し、高度に情報化したシステムを販売戦略に活用することにより経済活動の活性化、ひいては起業家支援や雇用の創出に寄与することを目的にする。

(変更後) この法人は、表現活動に関わる人々等の生き残り、育成を模索し、高度に情報化したシステムを販売戦略に活用することにより経済活動の活性化、ひいては起業家支援や雇用の創出に寄与することを目的にする。

福岡県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営後山地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成20年6月27日から 平成20年7月28日まで	みやま市役所

福岡県告示第1054号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営河原地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成20年6月27日から 平成20年7月28日まで	筑後市役所

福岡県告示第1055号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
広川土地改良区	平成20年6月5日

福岡県告示第1056号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アカデミック伊都

(2) 代表者の氏名

小菜 範光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区別府4丁目7番24号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、生活と自然環境が調和し自然と人間が共生できるまちづくりや、科学技術の進展に伴う情報化社会の推進など、豊かな地域社会の実現に貢献するための諸活動を展開するとともに、里山に関する生態系の調査や、竹林、雑木林の柴刈・間伐等による里山の保全・再生に関する調査活動を通して、自然環境や景観の保護に関する啓蒙活動等を行うことを目的とする。

---

福岡県告示第1057号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年6月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人心の卵

## (2) 代表者の氏名

佐々木 寿生

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神4丁目5番10号チサンマンション第2天神708号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に心に不満、不安や不全感を抱える社会人・学生等に対して、カウンセリングの技術発展と理論の研究を行いながらカウンセリングによる心のケア及び自己啓蒙に関する事業を行い、生きづらさをもつ社会人・学生等の心のケアに寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1058号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年6月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人FM伊都

## (2) 代表者の氏名

河野 敏朗

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市篠原東二丁目11番17号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、糸島地域及びその周辺を中心とする地域で大学、各種ベンチャー企業、NPO法人、ボランティアグループとの連携を通じ、放送事業（FMラジオ、インターネット放送、携帯放送）を主体として糸島らしい暮らし方（糸島らしさ・いとしまスタイル）の定着を図り、かつ地元の自然、観光、産業、人材の活用という面での地元還元型事業を推進しつつ、地域文化の支援を目的とする。

---

福岡県告示第1059号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人リンデン福祉会

(2) 代表者の氏名

三塩 清子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字志421番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護や支援が必要な高齢者等に対して、住み慣れた家や地域で生活の継続ができるようにデイサービス、ショートステイ等に関する事業を行うとともに、子育ての親を支援する事業を行うことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1060号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

福田 文子（亜細亜石油）

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県田川市平松町9-50

3 特約業者の指定取消年月日

平成20年4月30日

福岡県告示第1061号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

小都市

2 事業の種類

市道大保・今隈10号線改築工事（福岡県小都市干潟字下鶴地内から同市井上字東道南地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県小都市干潟字下鶴並びに井上字新田、字鎗巻、字尾辺田、字本山、字小松山、字北大門、字南大門、字西道北、字西道南、字東道北及び字東道南地内

(2) 使用の部分

福岡県小都市干潟字下鶴並びに井上字新田、字鎗巻、字尾辺田、字南大門、字西道北及び字東道南地内

4 事業の認定の理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県小都市干潟字下鶴地内の県道吹上北野線との接続点を起点とし、同市上岩田字杉山地内の県道久留米筑紫野線バイパスとの接続点を終点とする延長1,430mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道大保・今隈10号線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道大保・今隈10号線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により小都市市長が市道に認定した道路であり、小都市は、同法第16条の規定により本路

線の道路管理者であることから、起業者である小郡市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県小郡市大保字立長地内の県道久留米小郡線との接続点を起点とし、同市山隈字柳地内の県道本郷基山線との接続点を終点とする延長約4.4kmの道路である。

また、本路線は、福岡県小郡市を南北方向に走る県道久留米小郡線、市道横隈・大崎8号線、県道吹上北野線、県道久留米筑紫野線及び県道久留米筑紫野線バイパスを東西方向に結ぶ路線であり、家屋が連たんする集落相互を連絡していることから、沿線地域住民における通勤や通学等の日常の生活道路としての役割を果たしているほか、その周辺には小郡運動公園といったレクリエーション施設や高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の筑後小郡インターチェンジ等が存在していることから、これらのアクセス道路としての役割も果たしている。

しかしながら、本路線のうち、福岡県小郡市干潟字下鶴地内から同市上岩田字杉山地内までの延長約1.8kmの区間（以下「当該区間」という。）の現道は、最小車道幅員が2.1mの狭小な道路で、そのうえ見通しの悪い屈曲部が7箇所あることから、乗用車相互のすれ違いが困難で徐行運転を余儀なくされ、大型車の通行が困難である等、円滑かつ安全な交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれている。

また、当該区間の沿道には家屋等が存在し、加えて当該区間は小郡市立立石小学校や同市立立石中学校の通学路として利用されているにもかかわらず、歩道が未整備のため、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況にあり、交通事故も発生しているなど、当該区間の道路整備は急務となっている。

加えて、小郡市北部における東西方向の幹線道路は、一般国道500号及び県道本郷基山線の2路線と少なく、このことが小郡市街地を通過する一般国道500号の交通混雑を発生させる要因の一つとなっており、こうした交通事情を改善する

ためには東西方向の道路網の強化が必要不可欠となっている。

本件事業が完成すれば、幅員の拡大と線形の改良により当該区間の円滑かつ安全な交通が確保されるとともに、自転車歩行者道の設置により自動車と歩行者等の交通が分離され、歩行者等の安全性が向上することとなる。また、広域的には、本路線の既に改築工事が完了している区間と一体となって、小郡市北部における東西方向の道路網の強化が図られ、一般国道500号のバイパス的機能を果たすことにより小郡市街地における交通混雑の緩和に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で検討を行った結果、大気質及び騒音に関して、環境基準等を満たすものと予測している。また、起業者は工事の施行に当たっては、低騒音・低震動型建設機械を使用する等の対策により、地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、改変面積が僅かであることから、改変される区域内に生息・生育する可能性がある希少な動物・植物に与える影響は軽微であると予測され、施工中において確認された場合は、改変区域外の環境が類似している場所への移動等の措置を講じることにより、保全できるものと考えられる。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、福岡県教育委員会との協議により、記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第3級の規格に基づく2車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。



また、本件区間におけるルートを選定に当たっては、現道沿いに家屋等が存在しているため、現道拡幅方式は社会的及び経済的な影響が大きく、現実性に乏しいと判断されることから採用せず、現道の北側において起終点間をバイパス方式により最短距離で結ぶ北側バイパス案、平面線形が悪く現道沿いに家屋等が存在している区間をバイパス方式にて通過し、現道を最大限利用拡幅する南側バイパス案、北側バイパス案と南側バイパス案のほぼ中間地点をバイパス方式にて通過し、現道を一部区間利用拡幅する中央バイパス案（申請案）の3案について検討が行われている。

申請案は、事業費が最も廉価であり経済性に優れることに加えて、北側バイパス案との比較では、支障となる家屋及び用地面積が少なくなるため、地域住民の生活及び土地利用に与える影響は小さく、また、バイパス区間の延長が短くなるため、土工量は少なく施工性に優れている。一方、南側バイパス案との比較では、支障となる家屋及び用地面積は多くなるが、施工延長が短くなり、工事期間中における交互通行などの通行規制を講じる区間も短くなるため、施工性に優れている。よって、社会的、技術的及び経済的な影響面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現道の当該区間においては円滑かつ安全な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況にあり、交通事故も発生していること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、小都市から申請のあった市道大保・今隈10号線改築工事（福岡県小都市干潟字下鶴地内から同市井上字東道南地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

小都市役所（道路建設課）

福岡県告示第1062号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字戸原草場305 - 1 及び305 - 6 から305 - 9 まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区白金一丁目16番4号

株式会社 アライアンス 代表取締役 中垣 昌康

福岡県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	朝田線 日田	うきは市浮羽町西隈上624番1先から うきは市浮羽町朝田763番3先まで

### 監査委員

監査公表第3号

商工部出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施した定期監査の報告（平成20年3月27日19監二第819号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年6月27日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文  
同 進 谷 庸 助  
同 伊 藤 龍 峰  
同 野 田 栄 市

20 経金第191号  
平成20年5月2日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 森 田 俊 介 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年3月27日付け19監二第819号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡商工事務所	高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年度に比べて、37,978,000円増加している。	高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年に比べて増加していることにつきまして、操業中の貸付先である1組合については、売上不振とこれに伴う組合員の倒産・脱退により約定償還ができない状態となっているものです。この貸付先につきましては、約定額には満たないものの、着実に返済を行っており、今後も回収額の増加に努めて参ります。 また、高度化資金の運用について、事前の調査や期中における指導管理、倒産後の債権管理を適正に行い、収入未済の解消に努めて参ります。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1892回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1892回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年7月2日から  
平成20年7月15日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年7月2日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	35本
2 等	100,000円	119本
3 等	10,000円	1,169本
4 等	2,000円	99,050本
5 等	200円	350,000本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1893回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1893回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年7月9日から  
平成20年7月15日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年7月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年7月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	15,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	2,500,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	100,000円	25本
3 等	30,000円	250本
4 等	10,000円	2,500本

5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1894回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1894回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年7月16日から  
平成20年7月29日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年7月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	14本

2	等	100,000円	189本
3	等	500円	350,000本
ロトラッチ賞		1,000円	100,240本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1895回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1895回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年7月23日から  
平成20年7月29日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年7月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年8月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	3,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	50,000円	250本
4 等	5,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1896回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1896回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成20年7月30日から  
平成20年8月5日まで

6 当せん金支払開始日 平成20年7月30日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	12本
2 等	30,000円	16本
3 等	10,000円	136本
4 等	5,000円	1,584本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	500円	160,000本
7 等	200円	200,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1897回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1897回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年8月18日から  
平成20年9月1日まで
- 6 抽せん日 平成20年9月3日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年9月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	44本
2等	10,000,000円	2本
3等	1,000,000円	45本
4等	100,000円	450本
5等	1,000円	45,000本
6等	200円	450,000本
夏・キラキラ賞	10,000円	4,500本

### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1898回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1898回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 50組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年8月20日から  
平成20年9月2日まで
- 6 抽せん日 平成20年9月4日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年9月9日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	49本
2等	1,000,000円	5本
3等	50,000円	500本
4等	5,000円	10,000本
5等	1,000円	50,000本
6等	100円	500,000本

### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1899回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1899回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年9月3日から  
平成20年9月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年9月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	21本
2 等	50,000円	154本
3 等	10,000円	231本
4 等	5,000円	2,450本
5 等	200円	350,000本
中秋の名月賞	2,000円	103,145本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1900回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1900回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年9月10日から  
平成20年9月16日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年9月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年9月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	2,500,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	100,000円	30本
3 等	30,000円	300本
4 等	5,000円	6,000本



5	等	1,000円	30,000本
6	等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1901回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1901回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年9月17日から  
平成20年9月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年9月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	3,000,000円	8本

2	等	50,000円	40本
3	等	10,000円	744本
4	等	2,000円	4,000本
5	等	1,000円	110,640本
6	等	500円	400,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1902回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1902回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年9月24日から  
平成20年9月30日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年10月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年10月7日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	50,000円	300本
4 等	5,000円	6,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1903回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円

- 4 発 売 期 間 平成20年10月1日から  
平成20年10月14日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 353,300,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 71,501,850円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 58,640,000円
- 8 受託申請期限 平成20年7月11日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1904回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成20年10月8日から  
平成20年10月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 105,700,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,607,170円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,925,000円
- 8 受託申請期限 平成20年7月11日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1905回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 700,000,000円<br>350万通          |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成20年10月15日から<br>平成20年10月28日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 309,820,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 61,846,575円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 51,310,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成20年7月11日                     |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 名 称      | 第1906回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円 |

10万通 30組

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 100円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成20年10月22日から<br>平成20年10月28日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 124,450,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,499,645円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 23,910,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成20年7月11日                     |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1907回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 900,000,000円<br>10万通 45組       |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成20年10月29日から<br>平成20年11月11日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 404,400,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,540,420円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 49,590,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成20年7月11日                     |

---

 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1908回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 300,000,000円<br>10万通 30組       |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                        |
| 4 発 売 期 間              | 平成20年11月12日から<br>平成20年11月18日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 128,450,000円           |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,657,145円            |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 23,910,000円            |
| 8 受託申請期限               | 平成20年7月11日                     |

---

 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1909回西日本宝くじ                  |
| 2 発売総額及び通数             | 600,000,000円<br>300万通         |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成20年11月19日から<br>平成20年12月2日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 265,020,000円          |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 53,557,560円           |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 43,980,000円           |
| 8 受託申請期限               | 平成20年7月11日                    |

---

 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1910回西日本宝くじ                  |
| 2 発売総額及び通数             | 250,000,000円<br>10万通 25組      |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成20年11月26日から<br>平成20年12月2日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 106,700,000円          |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,738,945円           |

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,925,000円

8 受託申請期限 平成20年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1911西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成20年12月3日から  
平成20年12月9日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,000,000円

6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,394,470円

7 その他発売経費 発売総額に対し 29,320,000円

8 受託申請期限 平成20年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1912回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成20年12月10日から  
平成20年12月16日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,700,000円

6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,588,795円

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,925,000円

8 受託申請期限 平成20年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1913回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成20年12月10日から  
平成20年12月24日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 352,850,000円

6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	71,942,850円
7	その他発売経費	発売総額に対し	58,640,000円
8	受託申請期限		平成20年7月11日

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1914西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	1,400,000,000円 10万通 70組	
3	証 票 金 額	1 枚 200円	
4	発 売 期 間	平成20年12月20日から 平成21年1月6日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し 603,900,000円	
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	123,343,395円
7	その他発売経費	発売総額に対し	77,140,000円
8	受託申請期限		平成20年7月11日

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年6月27日

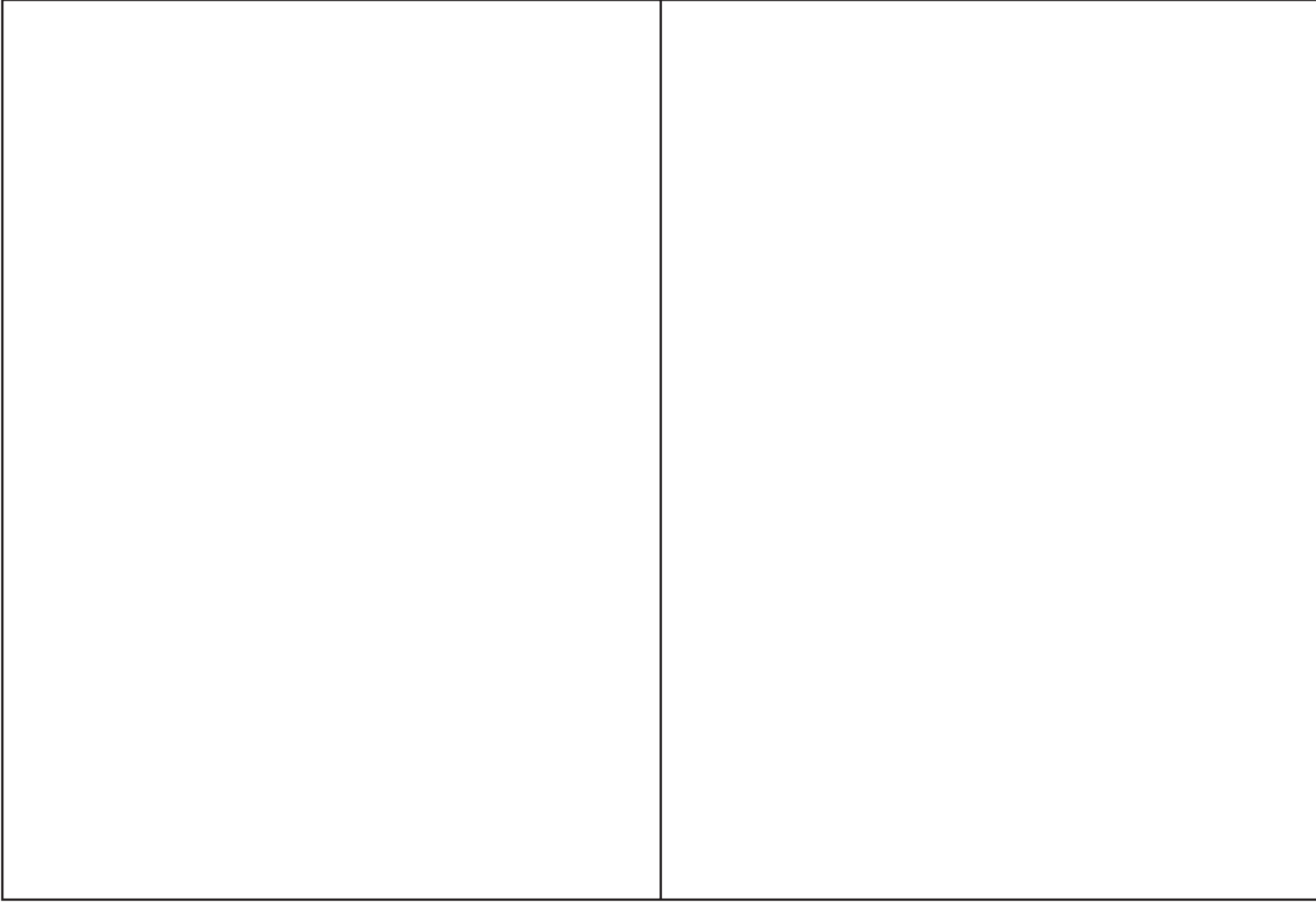
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1915西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	1,600,000,000円 800万通	
3	証 票 金 額	1 枚 200円	
4	発 売 期 間	平成20年12月25日から 平成21年1月13日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し 705,800,000円	
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	143,845,800円
7	その他発売経費	発売総額に対し	117,280,000円
8	受託申請期限		平成20年7月11日

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・6・2	2830	告示	909	3			14		平成20年6月2日	平成19年6月2日



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています